

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

ミャンマーの外国投資法施行細則・MIC 通達について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

【ミャンマー】外国投資法施行細則・MIC 通達について

ミャンマーでは、2012年11月2日付で、1988年に制定された旧外国投資法が廃止され、新外国投資法(以下「法」という。)が制定された(法57条参照)。しかし、法には抽象的な規定も多く、同法制定時から90日以内に制定されるとされていた施行規則の制定が待たれていたところである。

そのような中、①ミャンマーの国家計画経済省は、外国投資法56条(a)条に基づき、通達 No.11/2013(以下「施行規則」という。)を、また②ミャンマーのミャンマー投資委員会(以下「MIC」という。)は、外国投資法56条(b)条に基づき、通達 No.1/2013(以下「MIC 通達」という。)を、それぞれ制定し、2013年1月31日付で公表した。施行規則は22の章からなる181条に及ぶ条文と3つの表から構成されている。また MIC 通達は、①禁止される事業の一覧、②ミャンマー国民とのジョイントベンチャーとして行う場合にのみ認められる事業の一覧、及び③個別に定められた特定の条件でのみ認められる事業の一覧を規定している。

施行規則及び MIC 通達の内容には必ずしも明確ではない部分や相互の関係が明らかではない部分も多く、今後、政府の見解や実務の運用を見守る必要のある事項も少なくないが、本ニュースレターは、現時点において可能な限り、施行規則及び MIC 通達の内容を解説することを目的としている。なお、本ニュースレターは、情報提供のみを目的とし、非公式な英訳等に基づいて作成しており、ミャンマー語の原文等を確認の上、作成したものではない。案件遂行に際しては、必ずミャンマー語の原文等をご確認されたい。

【適用事業】

法4条は、11にわたる事業を列挙し、投資が制限又は禁止された事業であると規定していた。このうち、(f)施行規則により規定される国民が行うことができる製造業及びサービス業、(h)施行規則により規定される国民の行なうことができる耕作農業並びに短期的及び長期的農業、(i)施行規則により規定される国民の行なうことができる畜産業、(j)施行規則により規定される国民の行なうことができるミャンマー海洋漁業、(k)連邦政府の許可に基づき経済区域として指定された地域以外の国の領土と外国が接する境界から10マイル以内で行なう外国投資事業については、その詳細は施行規則において規定されることとされていた。これを受けて、施行規則は7条及び表1(上

記(f)に対応)、8条及び表2(上記(h)に対応)、9条及び表3(上記(i)に対応)、10条(上記(j)に対応)、並びに12条(上記(k)に対応)において、その内容について具体的に規定を設けている。なお、施行規則11条は、国家計画経済開発省は随時、連邦共和国政府の承認を得て、告示により、施行規則7条、8条、9条及び10条に規定する事業活動を随時変更することができる」と規定している点には注意を要しよう。

施行規則4条及び5条は、MIC(DICAを通じて行う。以下同じ。)が、①制限又は禁止の対象となる事業、②外国人とミャンマー国民とのジョイントベンチャーとして行う場合にのみ認められる事業及び③個別に定められた特定の条件でのみ認められる事業を定めて、告示により通知すると規定している。MIC通達は当該規定に基づいて設けられたものであり、①21の禁止される事業、②42の外国人とミャンマー国民とのジョイントベンチャーとして行う場合にのみ認められる事業、並びに③(a)関連省庁のコメントに基づいて許可される115の事業、(b)その他の許可を得た上で実施が認められる27の事業及び(c)環境アセスメント(EIA)が必要な34の事業を規定している。なお、施行規則20条は、MICは連邦共和国政府の承認を得て、この規定を変更することができる」と規定しているものの、外国人とミャンマー国民とのジョイントベンチャーとして行う場合にのみ認められる事業を行う場合、外国資本の比率は、投資全体の80%を超えてはならないと規定している点が注目される。

①乃至③の各事業の内容は詳細に渡っているが、③(a)及び(b)については、事業毎に管轄省庁のコメントや許可を求めるとされている事項も多く、投資が認められるかについては、引き続き、管轄する省庁がかなり広い裁量を有することになるとと思われる。また、事業毎に条件も個別かつ詳細に規定をされており、例えば、③の事業で、外国資本の投資の比率について80%と異なる比率が定められている事業がある点(例:半製品の製造:35%、大規模な投資を要する高度な技術を用いた事業の実施:49%など)、許可期間に特別の定めがある事業がある点(例:真珠の養殖及び生産:15年など)、政府とのジョイントベンチャーによってのみ認められる事業がある点(レアアース等の生産など)がある点などには注意が必要であろう。

また、動向が注目されている小売業については、規定自体が必ずしも明確ではないことから今後さらなる確認が必要であるが、小規模なものは認められず、店舗による小売販売については、デパート、スーパーマーケット、ショッピングセンターによるものとされ、デパート等は5万平方フィート以上、スーパーマーケットは1.2万平方フィート以上、2万平方フィート以下、食品、飲料及びタバコ葉が使用される製品を販売する店舗は2000平方フィート以上、4000平方フィート以下が条件とされているようである。また、現在ある店舗の近くで運営をしてはならないこと、国内製品を優先して購入すること、ジョイントベンチャー方式の場合、ミャンマー会社が40%以上を保有することなども規定されているようである。さらに、2015年以後は、自動車とバイク以外の小売業については、最低資本金額が300万米ドル以上、また免税措置が適用されない形で許容されることになるとされているようである。

なお、施行規則179条は、施行規則は非営利的な生産活動及びサービス活動に対しては適用されないと規定しているとともに、趣旨が必ずしも明確ではないものの、施行規則180条は、施行規則はいわゆる貿易業には適用されないと規定している。

施行規則14条は、MICは、投資家が制限又は禁止の対象となる事業への投資を計画している場合、連邦共和国及びその国民(とりわけ先住民族)の利益に適うように、(a)計画されている投資に関する関連地域の住民の見解、(b)計画されている投資に関する関連地域の行政機関の見解及び(c)計画されている事業活動が行われる地域に関するネピドー議会(Naypyidaw Council)又は地方政府若しくは州政府の見解に基づいて許可を与えると規定し、ミャンマー国民への配慮を明確に打ち出している。

【投資の形態】

法9条は、投資の形態について、(a)MICから許可された事業に外国人が外国資本金100%の投資を行う形態、(b)外国人と国民又は関連する政府機関及び組織と合併事業を行う形態及び(c)両当事者が合意した契約書に記載されている方法により行う形態を規定するとともに、法10条は、①法9条(b)項に基づき合併事業として組成する場合、外国資本金と国民資本金の割合は合併事業を行う外国人と国民双方の合意により定めることができること、②外国人が投資する場合、MICは、事業の性質に基づいて連邦政府の承認を得て事業分野により最低投資額を定めること、また③禁止又は制限された事業分野において国民と合併事業を行う場合、外国人は施行規則により定められた外国資本金の割合で行うことを提案できることなどを規定していた。

施行規則17条は上記を受けて、投資形態について、(a)外国人が100%の外国資本により行う投資(施行規則5条に定める事業を除く。)、(b)ジョイントベンチャーとして行う場合、外国資本金及び国内資本金の比率は、契約に基づく相互の合意による投資、(c)政府と民間との間における相互の合意に基づき事業を行う場合におけるBOT、BTO等の制度又は事業活動に関するその他の制度により行う投資と規定し、法の規定を若干明確化している。また、上記の通り施行規則20条は上記③を受けて、80%という具体的な割合を提案している。

また、施行規則 18 条は、投資計画を提出する場合、これと同時に、現行のミャンマー会社法に基づき、DICA に対して会社の設立及び登録の申請を行わなければならないと規定するとともに、施行規則 19 条は、MIC が投資計画を受諾し認可を交付した場合、DICA は、外国会社の設立又は登録の許可を与えるものとし、投資事業の便宜のため、十分な根拠を示して投資計画が提出された場合、営業又は登録に関する仮認可を交付することができることと規定しており、投資のスピードアップのため、仮認可を正面から認めている点が注目される。

なお、最低資本金の額については、MIC 通達で個別の事業について、一定の金額が条件とされている事業があるものを除いては、施行規則及び MIC 通達においては明確に定められていない。

【認可の申請から認可の取得まで】

施行規則は、法 19 条乃至 22 条を具体化する形で、5 章において認可の申請について、6 章において申請の処理について、7 章において投資計画の審査について、また 8 章において認可書の交付について、それぞれ規定をしており、投資提案書を受理後、90 日以内に許可・不許可を決定すると法 20 条(b)の規定は、施行規則 48 条によって維持されている。

認可の申請については、施行規則 31 条が、旧外国投資法及びその細則の規定をより具体化した規定を設けているとともに、MIC が審査を行うプロセスを具体的に規定している。とりわけ、施行規則 37 条は、MIC が DICA を含む 10 の関係省庁の高官を含む審査グループを編成することや施行規則 42 条は、申請を受理した場合、MIC は、投資計画を事業拠点に応じてネパドー議会、地方政府又は州政府に提出してかかる申請の承認の可否及びその理由の回答を求め、かつ、社会・自然環境及び生態系の破壊防止計画について環境保全・森林省にコメントを求めると規定するなど、環境面に配慮した規定も随所に見られるところである。

【賃貸借、抵当権設定、株式譲渡及び投資事業の譲渡】

施行規則 62 条は、投資家が、認可の有効期間中に、事業の種類を変更せずに、土地及び建物の賃貸借又は抵当権設定を行おうとする場合、土地の使用又は賃貸借に関する権利者の同意を得た上で、一定の様式で MIC にその旨申請し、MIC の承認を得た上で行わなければならない旨を規定している。施行規則 63 条は MIC が審査すべき事項を具体的に規定している。

法 17 条(i)及び同(j)は、外国会社が保有する株式の全部又は一部譲渡における MIC の事前承認を取得する外国会社の義務について、また法 18 条(b)は外国会社が株式の全部又は一部譲渡をする際の外国会社の権利についてそれぞれ規定をしていたが、施行規則 65 条は、投資家が外国人又はミャンマー国民に対して全株式の売却を希望する場合、一定の様式に記入し、内国歳入局から取得した納税完了証明書(tax clearance certificate)を添えて、MIC にその旨申請しなければならないと規定している。これを受けて、施行規則 69 条は全株式の買主が外国人である場合、現行のミャンマー会社法に従い、DICA に対して外国会社としての事業の設立又は登録の認可を申請しなければならないと、また施行規則 70 条は全株式の買主がミャンマー国民である場合、ミャンマー国民投資法に従い、MIC への申請を行わなければならないと、それぞれ規定している。また、施行規則 72 条は、外国人又はミャンマー国民に対して株式の一部を売却する場合、一定の様式に基づき MIC にその旨申請しなければならないと規定しており、株式の一部譲渡を認める場合があることも前提にしている。今まで法律上の規定がなく、実務上 MIC の裁量によるとされていた外国会社の株式の譲渡について、MIC の承認を条件とするものの、投資家が外国会社の株式を譲渡することをはじめ正面から認めた点は注目されよう。

【職員及び労働者の採用】

施行規則 13 章 79 条乃至 91 条においては、法 11 章 24 条乃至 26 条に基づき、職員及び労働者の採用について、法に基づいた具体的な規定が設けられている。例えば、施行規則 80 条は、専門知識を有するミャンマー人の労働者、技術者及び職員の採用は、法 11 章 24 条に従って行わなければならないことを明記するとともに、施行規則 81 条は、投資家は、労働者及び職員を採用するにあたり、現行の労働法を遵守しなくてはならないと規定している。今後、ミャンマー国内において事業活動を行うに際しては、労働関連法規の正確な理解と労働慣行に基づいた運用が不可欠となる。

【税金の免除及び控除】

施行規則 92 条は、投資家等は、法 12 章 27 条(b)項乃至(k)項に従い、一定の様式を提出することにより、MIC に対して一若しくは複数の又はすべての種類の税金の免除及び控除を申請することができる」と規定されており、施行規則 93 条乃至 96 条はそのための具体的な手続を規定している。

【土地使用権】

法 33 条は、MIC は、国が経済発展を遂げるよう、土地を賃借又は使用する権利を有する者から予め同意を得ることにより、予め連邦政府の許可を得て、当該土地に対する投資を許可することができる」と規定していたが、それを受けて、施行規則 97 条は MIC は、投資家が認可された事業を実施するため、連邦共和国政府の事前の承認を得ることを条件に、投資家に対し、(a)政府が管理権を有する土地、(b)政府機関又は政府組織が所有する土地、又は(c)ミャンマー国民が所有する土地の賃借若しくは使用を認めることができる旨を明確にした。

土地の賃貸借期間についても、法31条及び32条が、最長当初の50年間に加えて、更に10年の延長及び更なる10年の延長を認めていたことを受けて、施行規則99条と100条が同趣旨の規定を設けている。

また施行規則101条乃至107条は、法34条及び35条を具体化する規定を設けるとともに、施行規則108条以下においては、MICに対して土地の賃借権又は使用权の申請を行う際の手続、認可を受けた後の取扱い等を具体的に規定している。なお、施行規則128条は、投資家は、MICの承認のある場合にのみ、事業の期間内において、当該投資事業に関連して、他の者のために土

地及び建物を転貸借し、担保権を設定し、持分及び事業を譲渡することができることを規定している。

【外国資本金、外国通貨を送金する権利、外国通貨に関する事項】

①法 15 章 37 条及び 38 条に基づき、施行規則 16 章 133 条乃至 145 条は外国資本金に関する事項を、②法 16 章 39 条に基づき、施行規則 17 章 146 条乃至 154 条は外国通貨を送金する権利を、また③法 17 章 40 条及び 41 条に基づき、施行規則 18 章 155 条及び 156 条は外国通貨に関する事項を、それぞれ規定している。

外国資本金については、施行規則 133 条及び 134 条は、投資家は、特定の事業活動について、MIC の認可を取得した上で、連邦共和国において外貨の取扱いを認められている銀行に銀行口座を開設し、契約に記載された額の外貨資本金を預託しなければならない旨を規定しているとともに、施行規則 135 条以下では、MIC への報告義務、引き出しや入金に関する制限や手続が具体的に規定されている。また、施行規則 144 条は、投資家は連邦共和国国内において登録され、業務を行う、連邦共和国の承認を受けた監査法人を任命の上、毎年その監査を受けなければならない旨を規定していることは注目に値しよう。

外国通貨を送金する権利については、法39条は、投資家は、(a)外国資本金を持ち込んだ者に帰属すべき外国通貨、(b)外国資本金を持ち込んだ者が引き出すことをMICが認めた外国通貨、(c)外国資本金を持ち込んだ者が受領した年間利益から全ての租税及び関連する積立を控除した純利益、(d)外国人雇人が連邦内での役務提供により得た給料及び合法的な所得から、租税を支払い、本人及び家族の生活費を決められた方法により控除した後の、合法的な残高を、連邦内にあって当該外国通貨につき外国銀行取引を行う権利を有する銀行を通じて、定められた交換比率により、外国送金を行うことができると規定していた。このうち、(a)について、(1)外貨資本金を持ち込んだ者に対してMICが引出しを認める外貨及び(2)投資家に報酬として支払われる外貨が、また(b)について、施行規則146条が、(1)現行の関連法に従い、株式を譲渡した際に投資家が受領した外貨、(2)投資した事業の終了及び清算により分配された外貨、(3)契約期間の満了に伴い、MICに認可を返上した後で受領した外貨、並びに(4)投資額を縮小したことに伴う、投資額の減少分に相当する外貨が、これらに該当することを明確にしている。さらに、施行規則147条以下で、送金に関する具体的な手続等について規定している。

外国通貨については、施行規則 155 条及び 156 条は、法 40 条及び 41 条に沿った形で、投資家が連邦共和国内の銀行のうち、定められた為替レートにて関連外国通貨に関する海外銀行業務を行う権利を有する銀行を通じて、海外へ送金を行うことを認めるとともに、投資家が連邦共和国内の銀行のうち、外国為替業務を行うことのできる銀行において、法律上正当な根拠をもって受け取ったミャンマー・チャットを外国通貨に交換することなどを認めている。

【その他】

施行規則は、法 18 章乃至 20 章に基づき、20 章で行政罰について、21 章で紛争解決について、また 22 章で雑則について、それぞれ規定をしている。このうち施行規則 175 条は、外国投資法によって無効とされた旧外国投資法に基づく恩典を受けていた投資家は、引き続き、法 12 章に規定する恩典を受けられると規定しているとともに、施行規則 176 条は、旧外国投資法に基づく恩典が失効した場合、投資家は、再度法 12 章で定められる恩典を受けることができるわけではないと規定している。

弁護士 十市 崇
takashi.toichi@amt-law.com



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋樹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー

Tel: 03-6888-1000

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>